

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成21年3月31日京都市条例第82号）

（総務局総務部文書課）

市政の一層の推進を図るため、次のとおり組織を改正することとしました。

- 1 地球温暖化対策をはじめとする環境政策を本市の市政運営の基本に据え、市民と共に地球温暖化対策、ごみの減量、リサイクル等の環境共生のまちづくりに向けた取組を総合的に進めていくため、筆頭局として「環境政策局」を設置します。
- 2 市政の持続的かつ安定的な発展に向け、限られた資源を最大限に活用する最も効果的かつ効果的な行財政運営を確立するため、総務局と理財局を統合し、「行財政局」を設置します。
- 3 本市の国際化の推進に向けた取組を全庁一丸となってより一層強化するため、総務局から本市の政策を総合的に推進する部門である総合企画局に国際化の推進に関する事務を移管します。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市条例第82号

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例

京都市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

	「総合企画局		「環境政策局
	総務局		
第1条中	を	行財政局	に改める。
	理財局		
		総合企画局」	
	環境局	」	

第2条から第4条までを次のように改める。

(環境政策局の所掌事務)

第2条 環境政策局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (2) 環境の保全に関すること。
- (3) 廃棄物の減量及び処理に関すること。
- (4) 生活環境の清潔の保持に関すること。

(行財政局の所掌事務)

第3条 行財政局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 議会及び市政一般に関すること。
- (2) 事務の管理に関すること。
- (3) 職員に関すること。
- (4) 予算その他財政に関すること。

(5) 税に関すること。

(6) 他の局の主管に属しないこと。

(総合企画局の所掌事務)

第4条 総合企画局が所掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 基本構想に関すること。

(2) 市政の総合的な企画、調整及び推進に関すること。

(3) 秘書、広報及び広聴に関すること。

(4) 市民参加の促進に関すること。

(5) 国際化の推進に関すること。

(6) 情報化の推進に関すること。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)